
合同会社 奄美せとうち地域公社 定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、合同会社 奄美せとうち地域公社 と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 ふるさと納税関係業務に関すること
- 2 新たな地域特産品の企画や開発に関する業務
- 3 地域特産品の広告宣伝や販売業務
- 4 農業の振興に重要な役割を担う新たな担い手を確保・育成するための研修等に関する事業
- 5 農地等の効率的な利用に向け、農地利用集積を促進する事業
- 6 基幹作物の維持・拡大及び生産向上を図るための優良種苗の確保・供給に関する事業
- 7 農産機械及び施設の貸付に関する事業
- 8 農作業の受委託に関すること
- 9 さとうきび、果樹類及びその他農産物の栽培に関する研究開発
- 10 さとうきびを原料としたキビ酢(原酢)及び黒糖の加工・製造業
- 11 酒類の製造・販売業
- 12 宿泊施設・多目的施設・飲食店運営の経営に関すること
- 13 その他前各号に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を鹿児島県大島郡瀬戸内町に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当会社の社員の氏名及び住所、社員の出資の価額は次の通りとする。

金300万円 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23 番地
有限責任社員 鹿児島県大島郡瀬戸内町

(社員の責任)

第6条 当会社の社員の全部を有限責任社員とする。

第3章 業務執行及び代表権

(業務執行社員)

第7条 当会社の業務は、社員が執行する。

(代表社員)

第8条 業務を執行する社員が2名以上いる場合は、社員の互選により代表社員を選任する。業務を執行する社員が1名のみの場合は、その者を代表社員とする。

2 代表社員が当会社を代表する。

(職務執行者)

第9条 業務を執行する社員が法人である場合は、当該社員のために職務を行うべき者を選任するものとし、その者の氏名及び住所を他の社員に通知する。

(定款の変更)

第10条 定款の変更は、第13条に別途定める場合を除き、社員の全員の書面による同意を持って行うものとする。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第11条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第12条 各社員は、事業年度の終了の時に於いて退社をすることができる。この場合においては、各社員は2ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

②前項の規定に関わらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(決定退社及びその特則)

第13条 各社員は会社法第607条の規定により退社する。

第5章 計算

(事業年度)

第14条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(損益の分配)

第15条 当会社の事業に関する損益分配は、総社員の同意により定める。

第6章 附 則

(最初の営業年度)

第16条 当会社の最初の営業年度は、会社成立の日から平成31年 3月31日までとする。

(定款に定めのない次項)

第17条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

平成30年 12月 25日

有限責任社員 鹿児島県大島郡瀬戸内町 町長 鎌田 愛人





大島郡
瀬戸内
町長之印